

3 集計項目等の概要

(1) 平成 17 年国勢調査人口

「平成 17 年国勢調査人口」には、平成 18 年 3 月 31 日現在における市町村の区域に係る速報値を計上している。

(2) 住民基本台帳登載人口

「住民基本台帳登載人口」には、住民基本台帳法に基づいた平成 18 年 3 月 31 日現在における住民基本台帳登載人口を計上している。

(3) 外国人登録人口

「外国人登録人口」には、外国人登録法により登録された平成 18 年 3 月 31 日現在における人口を計上している。

(4) 道 路

公共施設状況調査でいう「道路」は、道路法第 8 条及び第 16 条の規定により市町村長が認定し、市町村が管理する道路をいう。ただし、道路法第 48 条の 7 第 1 項の「自転車専用道路」、同条第 2 項の「自転車歩行者専用道路」及び同条第 3 項の「歩行者専用道路」は含めていない。また、市町村の境界にまたがる橋りょうに係る道路については、道路台帳に基づいて境界を区分している。

ア 「実延長」には、道路法第 18 条第 2 項の規定による供用開始の公示がなされている道路の延長のうち、上級の道路の路線に重複している部分、渡船施設の部分及び有料道路に係る部分の延長を除き、トンネル、橋りょう(横断歩道橋及び地下横断歩道は除く)に係る延長を含んだものを計上している。なお、ダブルウェイについては両方の延長・面積を計上している。

イ 「改良済延長」には、昭和 34 年 3 月 31 日以前に改築された道路については、道路構造令細則案(内務省土木局、昭和 10 年 6 月土木会議決定)の規格に適合するものを、昭和 34 年 4 月 1 日以降に改築された道路については、旧道路構造令の規格に適合(同令第 34 条の特例により改築された道路を含む。)するものを、昭和 46 年 4 月 1 日以降に改築された道路については、道路構造令の規格に適合(同令第 38 条の特例により改築された道路を含む。)するものを計上している。

なお、車道の幅員が明確でない場合は、原則として、全幅員から路肩として $0.5\text{m} \times 2 = 1.0\text{m}$ を差し引いたものを車道の幅員とする。

ウ 「舗装済延長」には、セメント・コンクリート舗装又はアスファルト・コンクリート舗装の道路で、道路構造令第 23 条第 3 項の規定による基準を備えている区間の延長を計上している。

この場合、煉瓦・石塊・木塊による塊舗装を含めている。ただし、単に防塵処理、表面処理したものは含めていない。なお、前後が砂利道であっても、橋りょうあるいはトンネル内が舗装されていれば、当該橋りょう、トンネルの部分は「舗装済延長」に含めている。

エ 「面積」には、「実延長」に係る道路の敷地面積(道路法施行規則第 4 条の 2 第 3 項第 8 号の規定によるもの)を計上している。

(5) 橋りょう

- ア 「橋りょう」には、市町村長が認定した道路に係る橋長 2m以上の橋りょう(高架道、栈道を含み、横断歩道橋は除く。)を計上している。ただし、道路法第48条の7第1項の「自転車専用道路」、同条第2項の「自転車歩行者専用道路」及び同条第3項の「歩行者専用道路」に係る橋りょうは含めていない。
- イ 「木橋」とは、木桁橋及び補剛桁が木材である吊橋をいう。
- ウ 「永久橋」とは、鋼橋、コンクリート橋及び石橋並びにこれらの混合橋をいう。
- エ 「混合橋」とは、木橋及び永久橋で構成されている橋りょうをいう。
- オ 「荷重制限橋」には、道路法第47条第3項の規定に基づき道路管理者である市町村長が荷重制限をした橋りょうで耐荷荷重2トンを超え6トン未満のものを計上している。なお、「交通不能橋」とは重複していない。
- カ 「交通不能橋」には、耐荷荷重2トン以下のもの又は幅員が狭小のため最大積載量4トンの普通貨物自動車が通行できないものを計上している。ただし、平成15年4月1日現在の状態は「交通不能橋」に該当するが、それが災害及び工事等の事由によるものであり、1年以内に復旧完成の見込みのあるものについては含めていない。
- キ 市町村の境界にまたがる橋りょうについては、「橋数」は管理している団体に含めており、管理が2団体以上にまたがっている場合には、当該団体間の協議によりいずれか1つの団体に含めている。ただし、「延長」は境界により分け、それぞれの団体に含めている。

(6) 農業施設

- ア 「農道延長」には、市町村が管理している農道(不特定多数の農業者が利用し、かつ、農耕用の耕運機等が通行可能な幅員(1.8m)以上の農道とし、特定個人が利用している、いわゆる畦道は除く)について計上し、「その他」には、土地改良区、農業協同組合、財産区等市町村以外の者が管理している農道について計上している。従って、市町村が設置した農道であっても、市町村以外の者が管理しているものについては「その他」に含めて計上している。
- イ 農道を市町村道として認定しているものについては、含めていない。
- ウ 「耕地面積」には、「平成18年度土地に関する概要調書」のうち、「田」、「畑」の非課税地積及び評価総地積の合計を計上している。

(7) 林業施設

- ア 「林道延長」には、林道規定(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通達)第4条に規定する林道について計上している。この場合、「市町村」には当該市町村が管理している林道(併用林道を含み、森林鉄道、索道は除く。)を、「国有」には、国が管理している林道を、「その他」には、県、森林開発公団、森林組合等、市町村及び国以外の者が管理している林道をそれぞれ計上している。従って、市町村が設置した林道であっても、市町村以外の者が管理しているものについては「市町村」に含めていない。
- イ 林道を市町村道として認定しているものについては、含めていない。
- ウ 「林野面積」には、「平成18年度土地に関する概要調書」のうち、「山林」の非課税地積及び評価総地積の合計を計上している。

(8) 都市計画事業

- ア 土地区画整理事業については、土地区画整理法第2条第1項の規定により、都市計画区域内において行われる土地区画整理事業の実施済地区数と実施済面積を計上している。なお、宅地造成を土地区画整理事業で行った場合も含めている。
- イ 街路事業については、都市計画事業として決定された市町村道に係る街路事業について計上している。
- (ア)「計画延長」には、事業計画について、関係法律の規定により県知事又は国土交通大臣の事業認可を受けているものについて、既に実施済のものも含めた全体計画における延長を計上している。
- (イ)「実施済延長」には、事業の完了したもの及び精算は完了しないが施行地区全体の工事が完了したもののほか、事業・工事が完了していない場合においても、当該事業計画の総事業費に対する既投資事業費の割合をもって所要の延長に含めて計上している。

(9) 公 園

- ア 「都市公園等面積(都市計画区域内)」には、都市公園法第2条第1項の規定により市町村が設置し、管理している都市公園(児童公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等)。したがって、児童福祉法第40条の規定による児童厚生施設である児童遊園は含めない。)及び都市公園法に基づく都市公園以外の公園で、都市計画区域内において市町村等が設置し、管理している施設で公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを計上している。また、平成18年3月31日現在工事が完了し、近く公園として開設予定のものも含めている。
- (ア)「市町村立」には、市町村が設置(県、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に県から委託されているものを除く)している都市公園等について計上している。
- (イ)「市町村立以外」には、国、県及び公団等が設置(市町村、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に市町村から委託されているものを除く)している都市公園等を計上している。
- イ 「1人当たり公園面積」の「対住民基本台帳人口」における公園面積には、前述の都市公園等の面積のほか、都市公園法に基づく都市公園で都市計画区域外において市町村が設置し、管理している都市公園の面積及び都市公園法に基づく公園以外の公園で、都市計画区域外において市町村が都市公園法第2条第2項に定める公園施設と同種の施設を設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供している児童公園、運動公園等の公園(自然公園を除くほか、公園内にスキー場、原生林等が含まれている場合は当該施設等の部分を除く。)の面積を含めて計上している。

(10) 公営住宅等

- ア 次に掲げる公営住宅、改良住宅及び単独住宅について市町村が管理しているものを非木造及び木造に区別集計して計上している。従って、平成18年3月31日現在空家であっても市町村が管理しているものは含めて計上しているが、分譲に係るものは含めていない。
- (ア)公営住宅 公営住宅法第2条第2号の規定による公営住宅をいう。
- (イ)改良住宅 住宅地区改良法第2条第6項の規定による改良住宅をいう。
- (ウ)単独住宅 公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するために建設したものをいう。
- イ 「入居競争率」は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までにおける公営住宅及び単独住宅に係る公募戸数に対する応募件数の割合を計上している。
- なお、登録制を実施している場合には、入居戸数及び応募件数を「応募戸数」及び「応募件数」にそれぞれ含めている。

(11) 廃棄物処理施設

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市町村(委託分、許可業者分を含む)が一般廃棄物の処理を実施する区域に係る人口その他の事項について計上している。集計にあたり、し尿浄化槽による処理後の汚泥及びごみの焼却処理後の残灰等をさらに収集処理した分については、対象から外している。
- なお、一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して計上している。
- イ 「処理計画人口」には、市町村が処理計画を立てた区域における平成 15 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を計上している。従って、市町村長が一般廃棄物の処理を要しない区域を指定し、その区域を公示しているところは、当該市町村の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口から当該指定区域に係る人口を控除した住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を、当該指定のないところは、当該市町村の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口をそれぞれ計上している。
- ウ 「処理人口」には、「処理計画人口」のうちで実際に収集を行っている住民基本台帳搭載人口及び外国人登録人口を計上している。
- エ 「年間総排出量」には、当該市町村の全人口(昼・夜間人口に著しい差があるときは、多い方の人口による。)に係る年間の総排出量を計上している。なお、自家処理量の実績が把握しにくいときは、自家処理対象推定人口に、し尿にあつては1人年間511ℓ、ごみにあつては1人年間365kgを排出するものとして推定し、計上している。
- オ 「年間総収集量」には、収集について、市町村の直営分のみならず、委託方式が採られていれば当該委託分を、また、許可業者方式が採られていれば当該許可業者分をそれぞれ含めて計上している。なお、地方公共団体、許可業者、委託業者等以外の者が処理場等に運搬したものについても含めている。
- カ 「年間総処理量」は、「年間総収集量」について、し尿処理にあつては「下水道マンホール投入」、「処理施設処理」及び「その他」に区分し、ごみ処理(粗大ごみの処理も含む。)にあつては、「焼却処理」、「高速堆肥化処理」、「埋立処理」及び「その他」に区分して集計したものであり、市町村の直営分のみならず、委託方式が採られていれば当該委託分を、また、許可業者方式が採られていれば当該許可業者分をそれぞれ含めて計上している。
- キ し尿処理の「自家処理量」は、「下水道放流」、「し尿浄化槽処理」及び「その他」に区分して集計したものである。

(12) 上水道等

- ア 「上水道等給水人口」は、平成 18 年 3 月 31 日現在において、住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口の上水道・簡易水道・専用水道及び飲料水供給施設によって現に給水をしている人口である。従って、施設を設置せず、他の市町村の施設から給水を受けている場合についても、当該市町村に係る給水人口として計上している。
- (ア)「上水道」とは、水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が 5,001 人以上の水道をいう(広域簡易水道は上水道に含める)。
- (イ)「簡易水道」とは、水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の水道をいう。
- (ウ)「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所、団地等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて 101 人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいい、他の水道から水の供給を受けないものをいう。
- (エ)「飲料水供給施設」とは、上記の「上水道」、「簡易水道」及び「専用水道」以外のもので、100 人以下を給水人口として居住に必要な水を供給する施設のうち、自己水源によるものをいう。

(オ)「上水道等普及率」は平成 18 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口に対する、上水道・簡易水道・専用水道及び飲料水供給施設によって給水を受けている人口の割合を計上したものである。

(13) 下水道等

ア 「公共下水道」とは、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む)及び下水道法施行令第24条の2第1項第1号ただし書に規定する特定公共下水道をいい、一部事務組合によるものを含めて計上している。

(ア)「現在処理区域内人口」には、供用を開始しているものについて、公共下水道台帳に記載されている人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、公共下水道台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を計上している。

(ウ)「普及率」は、平成 18 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口に対する現在処理区域内人口の割合を計上している。

イ 農業集落排水施設とは、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官通達)、むらづくり総合整備事業実施要綱(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2400 号農林水産事務次官通達)又は農村振興総合整備事業等実施要綱(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 農振第 1963 号農林水産事務次官通達)による「農業集落排水施設整備事業」のうち市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、農業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、農業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

ウ 林業集落排水施設とは、林業地域総合整備事業実施要項(平成 5 年 4 月 1 日付け林野基第 179 号農林水産事務次官通達)及び林業地域総合整備事業実施要項(平成 5 年 4 月 1 日付け林野基第 180 号林野庁長官通達)による「林業集落排水事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、林業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、林業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

エ 簡易排水施設とは、「山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領」(平成 7 年 2 月 9 日付け7構改B第 129 号農林水産事務次官通達)による「簡易排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって整備する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の面積を計上している。

オ 小規模集合排水処理施設とは、小規模集合排水処理施設整備事業実施要項(平成6年2月 24 日付け自治準企第5号自治事務次官通知)による「小規模集合排水処理施設整備事業」に係る施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、小規模集合排水処理施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を計上している。

カ 「コミュニティ・プラント」とは、地方団体・公社・公団等の公的機関・民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいう。

(ア)「処理人口」には、水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものに係る平成18年3月31日現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を計上している。

キ 合併処理浄化槽の「処理人口」には、住宅施設関係の合併処理浄化槽を利用している平成18年3月31日現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を計上している。

ク 下水道等の「普及率」は、平成18年3月31日現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口に対する公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽に係る現在処理区域内人口の割合を計上している。(総務省、公共施設状況調の「資料の手引き」中の計算式による。他で公表している下水道等普及率は、外国人登録人口を含んでいない)

(14) 児童福祉施設

ア 「保育所」には、児童福祉法第35条の規定により設置された常設保育所、へき地保育所を(管理・運営を委託しているものを含む)計上している。従って、季節保育所は含まない。なお、豪雪等により一時閉所している場合には、閉所時期における最も新しい時点において計上している。

(ア)「公私立箇所数」には、児童福祉法第35条の規定により設置された常設保育所、へき地保育所の箇所数を計上している。従って、季節保育所は含まない。

(イ)「入所対象者」には、「昭和62年1月13日付け厚発第21号厚生省児童家庭局長通知」により各団体が定めた保育所入所措置条例の入所措置基準に基づく児童数を計上している。

イ 「母子生活支援施設」には、児童福祉法第35条の規定により設置された母子生活支援施設(管理・運営を委託しているものを含む)を計上している。

ウ 幼稚園

(ア)「定員」には、幼稚園定員として認可を受けた数(入園人数ではない。)を計上し、学則変更による追加定員も含めている。

(イ)「幼児人口」には、平成18年3月31日現在の3歳から5歳までの幼児人口(住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口)を計上している。

(ウ)「公私立保育所」(へき地保育所を含み、季節保育所は除く。)とは、平成17年10月1日現在の県立、市町村立のほか、社会福祉法人等の設置した保育所(乳児又は満3歳に満たない幼児のみを入所させる保育所を除く。)のすべてをいい、「公私立保育所定員」には、年齢別の定員があれば3歳児以上の定員(年齢別の定員がなければ総定員)を計上している。

(15) 老人福祉施設、その他の社会福祉施設

ア 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター及び老人デイサービスセンター(いずれも管理・運営を委託しているものも含む)について計上し、老人福祉法によらない施設は含めていない。

「養護老人ホーム」…………… 身体若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護するための施設。

- 「特別養護老人ホーム」…………… 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な 65 歳以上の者を入所させ養護するための施設。
- 「軽費老人ホーム」…………… 無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与するための施設。
- 「老人デイサービスセンター」…………… 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上の者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与する施設。
- 「老人福祉センター」…………… 無料又は低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。
- 「老人短期入所施設」…………… 65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者を短期間入所させ養護する施設。

イ 一部事務組合立施設の「養護老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」及び「軽費老人ホーム」については、関係市町村ごとに最も妥当な方法により按分して小数点第 1 位まで計上し、「老人デイサービスセンター」、「老人福祉センター」及び「老人短期入所施設」については、組合の事務所所在市町村に計上している。

ウ 「老人憩の家」には、「老人憩の家の設置運営について(昭和40年4月5日付け社老第88号厚生省社会局長通知)」に基づく、市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設である。なお、厚生省通知に満たないものであっても、条例により老人憩の家として設置されているものについては計上している。

エ 「介護老人保健施設」には、介護保険法第 8 条第 24 項の規定により、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、同法第 94 条第 1 項の規定により県知事の許可を受け設置されているものについて計上している。

(16) 保護施設

ア 平成 17 年 10 月 1 日現在において、生活保護法第 40 条の規定により設置された保護施設(管理・運営を委託しているものも含む)について計上している。

「授産施設」…………… 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長するための施設。

「更生施設」…………… 身体上又は精神上の理由により、養護及び補導を必要とする要保護者を収容して生活扶助を行うための施設。

(17) 学校施設

ア 「小・中学校」には、学校教育法に基づき市町村が設置している学校(一部事務組合分を含む。)について計上している(休校中のもも含め、中等教育学校の前期課程、盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部及び中学部は除く)。なお、分校は一般分校のみを対象とし、季節分校は含めていない。

- イ 小学校と中学校が併設されている場合の「学校数」には、それぞれ1校ずつ計上し、「面積」については中学校においてのみ計上している。ただし、小学校が専用する施設がある場合は、当該施設数及び面積等は小学校において計上している。
- ウ 「高等学校」には、学校教育法に定める高等学校について市町村立施設を計上している。分校は1校として扱い、全日制・定時制の課程を併置している同一の施設も1校とする。専攻科及び別科についても同様とする。なお、通信教育課程は対象外として扱う。
- エ 「危険校舎」には、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令(以下「政令」という。)第4条の規定による構造耐力、保存度及び外力条件について測定した耐力度が非木造の建物については5,000点以下、木造の建物については5,500点以下であるものを計上している。
- オ 「校舎不足学校における必要面積」には、政令第7条第1項及び第4項による必要面積に不足する校舎の所在学校(校舎不足学校)について、同令同条同項の規定により算出した必要面積を計上している。
- カ 「校舎不足面積」には、必要面積から保有面積(政令第9条第5項により補正(鉄筋換算))を控除した面積を計上している。
- キ 屋内運動場の「設置学校数」には、屋内運動場を保有している学校数を計上している。
- ク 「プール」には、ビニール等の簡易な材料を用いて建設するいわゆる簡易プールは含めていない。
- ケ 「学級数」には、複式学級(2以上の学年の児童(生徒)で編制されている学級)及び単級(全校(全学年)児童(生徒)が1学級に編制されている学級)については、それぞれ1学級として計上している。
- コ 一部事務組合立に係るものについては、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して計上している。

(18) その他施設

- ア 「市町村立」には、管理・運営を委託している施設及び一部事務組合が設置している施設(一部事務組合の事務所所在市町村に計上)を含めている。
- イ 「児童館」には、児童福祉法第35条の規定により設置された児童館について計上している。
- ウ 「隣保館」には、社会福祉法第2条第3項第11号の規定による集会施設を計上している。
- エ 「公会堂・市民会館」には、公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設について計上している。
- オ 「公民館」には、社会教育法第21条の規定により設置している公民館で、条例によって設置された施設について計上している。(いわゆる青空公民館は対象外)
- カ 「図書館」には、図書館法第2条の規定により設置している図書館(分館を含む)について計上している。なお、分館とは、条例又は教育委員会規則により本館に所属して設置されたもので、施設整備がその用に供せられ、職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。
- キ 「博物館等」には、博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設(「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」、「美術博物館」及び「その他(野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館)」)及び博物館の事業に類する事業を行う施設で前述の施設に含まれないもの(博物館法以外の施設)について、それぞれ計上している。
- ク 「体育施設」には、体育館、陸上競技場、野球場及びプール(学校の付属施設は除く)についてのみ計上している。
なお、「プール」には、水面に係る面積が150㎡以上のものについて、プールごとに1としている。
- ケ 「診療施設」には、病院(医療法第1条の5第1項に規定する20人以上の収容施設を有するものをいい、国民健康保険直営診療施設を含む。)及び診療所(医療法第1条の5第2項に規定する19人以下の収容施設を有するもの及び病床のないものをいい、へき地診療所、歯科診療所及び国民健康保険直営診療施設を含む。)について、公営企業として管理運営されているものも含めて計上している。

- コ 「保健センター」には、「市町村保健センターの整備について(昭和53年4月24日付衛発第379号厚生省公衆衛生局長通知)」に基づき設置している市町村保健センターについて計上している。
- サ 「青年の家・自然の家」には、社会教育法第3条の規定により設置している青年の家、少年自然の家について計上している。
- シ 「集会施設」には、市町村が会館等本来、集会を目的として設置している施設のほか、その他の施設においても一般住民の集会等に供している集会室部分があればすべて計上している。したがって、他の調査項目に計上した施設であっても集会室部分があれば計上している。
- シ 「勤労青少年ホーム」には、勤労少年福祉法第15条の規定により設置している勤労青少年ホームについて計上している。

4 調査対象団体

平成18年3月31日現在の市町村を対象に、作成している。

長野県対象団体	81	}	市	19
			町	25
			村	37